

社会福祉法人 東京聖ビンセンシオ・ア・パウロ会
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京聖ビンセンシオ・ア・パウロ会（以下、「本法人」という。）

の役員等の報酬について定め、法人運営の公正、明朗性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、本法人定款に定める理事、監事、評議員のほか、理事会の決定によって本法人から委嘱もしくは依頼されて本法人に関わる諸業務に携わる者をいう。

(報酬の支給額)

第3条 役員等に対しては職務執行の対価として、業務に応じて次の報酬を支給する。

ア) 非常勤理事長が行う法人業務全般（新設）

月額 60,000円

イ) 理事会、評議員会への参加など法人業務全般（理事長除く）

日額 21,000円

ウ) 保育園行事に参加（理事長除く）

日額 7,000円（但し、同日に本項イ）の業務を行う場合は支給しない）

エ) 法人業務に専ら従事する役員等（毎月14日以上業務に従事する者）が行う法人業務全般

月額 30万円以内を基準に都度、理事会で決定

2 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 全理事の法人業務に関する報酬総額は、年間700万円以内とする。

2 全監事の法人業務に関する報酬総額は、年間50万円以内とする。

3 全評議員の法人業務に関する報酬総額は、定款第8条に定める金額の範囲内とする。

(出張旅費)

第5条 役員等が業務等を遂行するために旅行するときは、本法人国内出張旅費規程に沿って、必要な費用（旅費等）を弁償する。

(手当)

第6条 法人業務に専ら従事する役員等に対して、予算の範囲内で通勤手当、期末手当を支給することができる。

2 前項の手当の額は、理事会の協議を経て理事長が定める。

(功勞慰勞金の支給)

第7条 法人業務に専ら従事した役員等がその任を離れた時並びにその他の役員等がその任を離れた時、功勞慰勞金を支給することができる。

2 功勞慰勞金の額は、その功績に応じ理事会の協議を経て理事長が定める。ただし金額は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に定める退職金手当金の範囲内とする。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員等に対する報酬は、必要の都度、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬支給の基準として公表する。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項については、その都度理事長が定める。

2 前項適用者に対する報酬等については、本規程によりがたい場合は施設長と理事長がその都度協議して定めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、2017年 4月1日より適用する。

この規程は、2019年 7月1日より適用する。

この規程は、2022年10月1日より適用する。